下水道法施行令改正案　国交省

The Knights

国土交通省は平成 17 年 9 月 15 日、改正下水道法の施行期日を定める政令案と下水道法施行令改正案を公表し、これらの案について 17 年 10 月 4 日まで意見募集を行うことにしました。これらの案は、第 162 回国会で可決され、17 年 6 月 22 日に公布された改正下水道法の内容を踏まえたものです。

改正下水道法では、

（1）流域別下水道整備総合計画に終末処理場ごとの放流水中窒素またはりん含有量削減目標・削減方法を設定する事、（2）高度処理が可能な終末処理場を管理する自治体が、他の自治体の削減目標相当分の窒素削減を担うかわりに管理費用の一部を他の自治体に負担させうる制度を設置する事、（3）２つ以上の市町村で雨水を排除する下水道を「雨水流域下水道」として整備可能とする事、（4）人に健康被害をもたらすおそれがある物質や油を公共下水道に流入させた事業者に応急措置、事故についての届け出を義務づける事などが盛り込まれています。

これを受けて下水道法施行令改正案では、

①流域別下水道整備総合計画に放流水の窒素またはりん含有量削減目標などを定めなければならない公共用水域の要件、②高度処理が可能な終末処理場放流水中の窒素またはりん含有量の水質基準（窒素含有量：リットルあたり２０ミリグラム以下、りん含有量：リットルあたり３ミリグラム以下）、③費用の一部を他の地方公共団体に負担させる場合の国庫補助額、④雨水流域下水道の雨水流量調節施設の構造基準、⑤事故時の措置の対象となる物質（カドミウム、シアンなど水質汚濁防止法施行令第 2 条各号に掲げる物質およびダイオキシン類で計 27 種）・油（重油、灯油など水質汚濁防止法施行令第 3 条 3 各号に掲げる油、計 7 種）の内容、⑥事故時の措置の規定が適用されない場合、⑦公共下水道または流域下水道の構造基準などの規定を整備しています。

また改正下水道法の施行期日を定める政令案は改正法の施行期日を 17 年 11 月 1 日としていることを踏まえ、施行令改正案も同じ 17 年 11 月 1 日に施行予定となっています。ただし、⑦の規定に限り、施行日は 18 年 4 月 1 日とされています。

意見は郵送、ＦＡＸ、電子メールで受付けています。宛先は国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課（住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3、ＦＡＸ番号：03-5253-1596、電子メールアドレス：kikaka@mlit.go.jp）です。

下水、排水の分析についてお気軽にお問合せ下さい。

資料：2005 年 9 月 15 日　EIC ネット

水質分析箇所　清水圭介

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590　FAX.048-886-2817
ＵＲＬ：www.knights.co.jp

■事業内容■
1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
4 水道法第 20 条に基づく水質検査
5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
7 トータルサニテーション管理
8 委託試験・研究・開発